

## 函館市保育士等新規就労奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士資格取得後初めて就労する保育士等（以下「新規就労保育士等」という。）において、業務に必要な物品や自己研鑽に係る教材等の自費購入のための負担が大きいことに鑑み、本市における保育士等への就労意欲と就労後の自己研鑽意欲の向上を促進し、もって本市の保育人材確保と保育の質の向上に資することを目的とした新規就労保育士等に対する奨励金（以下「新規就労奨励金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 新規就労奨励金の支給対象となる新規就労保育士等（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の保育所、幼稚園または認定こども園（以下「支給対象施設」という。）において、常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務することをいう。以下同じ。）の保育士、幼稚園教諭または保育教諭として乳幼児の保育に直接従事する者（以下「保育士等」という。）であること。
- (2) 新規就労奨励金の申請をする日において、支給対象施設に常勤の保育士等として就労してから1年を経過しておらず、かつ、その就労をした日が令和6年4月1日以降であること。
- (3) 渡島地域（函館市および北海道渡島総合振興局が管轄する市町村をいう。以下同じ。）の保育所、幼稚園、認定こども園または認可外保育施設その他児童福祉施設等の乳幼児を保育する施設で常勤の保育士等として就労した経験がないこと。
- (4) 新規就労奨励金および渡島地域における他の地方公共団体が実施する同様の給付金を受給したことがないこと。
- (5) 新規就労奨励金の申請後、支給対象施設において1年以上常勤の保育士等として継続して就労する意志があること。
- (6) 現在の就労先への就職により就労先が費用負担することとなる職業紹介事業者を経由した就労でないこと。

(支給額)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、新規就労奨励金として20万円を支給する。

(奨励金の支給の申請)

第4条 新規就労奨励金の支給を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書に、別記第2号様式による申告書兼宣誓書を添えて申請しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上支給の可否を決定し、別記第3号様式または別記4号様式により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定において必要な場合は、支給対象者の就労先に事実確認をするものとする。

(譲渡等の禁止)

第6条 新規就労奨励金の支給を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、支給対象者が虚偽その他不正な行為により新規就労奨励金の支給を受けたことを知った場合は、新規就労奨励金の支給の決定を取り消し、当該支給対象者に対し、支給金額の返還を命じるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

函館市保育士等新規就労奨励金支給申請書

函館市長 様

年 月 日

申請者： 住所  
氏名（署名）

私は、下記のとおり、函館市保育士等新規就労奨励金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 私は、別添申告書兼宣誓書の内容のとおり、函館市保育士等新規就労奨励金支給要綱に定める支給対象者としての資格を有しますので、当該奨励金の給付を申請します。
- 2 函館市保育士等新規就労奨励金の支給については、次の口座に振り込んでください。  
 別添通帳等の写しのとおり  
 下記のとおり  
銀行名・支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義（カナ氏名）  
（漢字氏名）
- 3 私は、虚偽その他不正な行為により函館市保育士等新規就労奨励金の支給を受けた場合には支給金額について返還することに同意します。

別記第2号様式（第4条関係）

函館市保育士等新規就労奨励金 申告書兼宣誓書

函館市長 様

年 月 日

申告・宣誓者： 住所  
氏名（署名）

私は、下記のとおり、函館市保育士等新規就労奨励金の支給を受けるための資格を有することについて申告および宣誓します。

記

1 申告内容（該当する項目にレ印）

次の施設に常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）の保育士等（保育士、幼稚園教諭または保育教諭として乳幼児の保育に直接従事する者）として就労しています。

就労先施設名：（ ）

常勤の保育士等として就労してから1年を経過していません。

常勤の保育士等としての就労開始日：（ 年 月 日）

渡島地域の保育所、幼稚園、認定こども園または認可外保育施設その他児童福祉施設等の乳幼児を保育する施設で常勤の保育士等として就労した経験はありません。

本奨励金および渡島地域での同様の給付金を受給したことはありません。

現在の就労先への就職により就労先が費用負担することとなる職業紹介事業者を経由して就労していません。

2 宣誓内容（宣誓する項目にレ印）

私は、本奨励金の受給後1年以上常勤の保育士等として継続して現就労先に就労することを希望しています。

私の職歴は、添付した履歴書の写しのとおり間違いありません。

【就労先施設の長による証明欄】

知る限りにおいて上記申告内容および宣誓内容に間違いありません。

施設名：

職氏名（署名または記名押印）：

別記第3号様式（第5条関係）

函館市保育士等新規就労奨励金 支給決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

あなたは、このたび御申請のあった函館市保育士等新規就労奨励金の支給要件を満たしておりますので、下記のとおり支給することを決定いたしました。

保育士、幼稚園教諭および保育教諭は、本市の未来を担う子ども達の健全な心身を育み、生涯にわたる生きる力の基礎を培うとともに、保護者が安心して子育てできる環境を提供するための、大変重要でかけがえのないお仕事です。

あなたが本市でこの職業に就いてくださったことに心から感謝するとともに、今後の御多幸と御健勝を御祈念申し上げます。

記

1 支給対象者

2 支給額 円

3 決定の理由 支給要件を満たしているためと認められるため

別記第4号様式（第5条関係）

函館市保育士等新規就労奨励金 審査結果通知書

年 月 日

様

函館市長

印

先に申請のありました函館市保育士等新規就労奨励金の受給要件について審査した結果を下記のとおり通知します。

記

1 申請者

2 審査結果 支給要件を満たしているとは認められませんでした。